

三重県介護保険サービス事業者等指導実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、三重県が介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第24条の規定による質問など及びそれに基づく措置として居宅サービス等（居宅サービス、施設サービス、介護予防サービスをいう。以下同じ。）を行った者又はこれを使用する者に対して行う保険給付及び予防給付（以下「介護給付等」という。）に係る居宅サービス等（以下「介護給付等対象サービス」という。）の内容並びに介護給付等に係る費用（以下「介護報酬」という。）の請求に関する指導について、基本的事項を定めることにより、利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭において、介護保険施設及び事業者の支援を基本とし介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的とする。

(指導方針)

第2条 指導は、居宅サービス実施者等、指定居宅サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者、指定介護老人福祉施設若しくは指定介護老人福祉施設の開設者若しくはその長その他の従業者、介護老人保健施設の開設者、介護老人保健施設の管理者若しくは医師その他の従業者、指定介護予防サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者（以下「サービス事業者等」という。）に対し、「三重県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成25年三重県条例第14号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）、
「三重県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成25年三重県条例第15号）、
「三重県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準等を定める条例」（平成25年三重県条例第16号）、
「三重県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」（平成25年三重県条例第18号）、
「三重県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準等を定める条例」（平成30年三重県条例第39号）、
「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成12年厚生省告示第19号）、
「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準」（平成12年厚生省告示第21号）、
「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第127号）、
「厚生労働大臣が定める一単位の単価」（平成27年厚生労働省告示第93号）等に定める介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬の請求等に関する事項について周知徹底させることを方針とする。

(実施計画)

第3条 前条の目的を達成するため、毎年度実施計画を策定する。

2 実施計画には次の事項を定める。

- (1) 指導の実施方針
- (2) 指導の実施時期（日程）
- (3) 指導の実施形態

（指導の形態）

第4条 指導の形態は次のとおりとする。

(1) 集団指導

サービス事業者等に対して、必要な指導の内容に応じ、一定の場所に集めた講習会等の方法により指導を行う。

(2) 運営指導

サービス事業者等の事業所において、原則、実地に指導を行う。

ア 一般指導

三重県が単独で行う。

イ 合同指導

三重県及び厚生労働省又は市町等が合同で行う。

（指導対象の選定）

第5条 指導は全てのサービス事業者等を対象とするが、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、選定については一定の計画に基づいて実施する。

(1) 集団指導の選定基準

全てのサービス事業者等を対象に、原則年1回以上実施する。

なお、必要に応じて対象サービス等を選定して実施することもできるものとする。

(2) 運営指導の選定基準

ア 一般指導

次によりサービス事業者等を選定し実施する。

(ア) 居宅サービス事業者、及び介護予防サービス事業者

事業者指定に係る事業所における指定更新時期までの間に原則として1回以上実施するとともに、介護報酬の請求実績及びサービス提供実績等を勘案して選定する。

(イ) 介護保険施設

事業者指定に係る事業所における指定（許可）更新時期までの間に原則として1回以上実施するとともに、介護報酬の請求実績及びサービス提供実績等を勘案して選定する。

イ 合同指導

一般指導の対象としたサービス事業者等の中から選定する。

(3) 三重県と市町等は互いに連携を図り、必要な情報交換等を行い適切な集団指導及び運営指導の実施に努めるものとする。

(指導の体制)

第6条 指導は、2人以上で行うものとする。

(指導の方法等)

第7条 指導の方法については次のとおりとする。

(1) 集団指導

ア 指導の対象となるサービス事業者等に対し、あらかじめ集団指導の日時、場所、出席者、指導内容等を文書等により通知する。

イ 指導方法は、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正内容及び高齢者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等について講習会方式等で行う。

なお、集団指導に欠席したサービス事業者等には、当日使用した書類をホームページに掲載する等、必要な情報提供に努めるものとする。

(2) 運営指導

ア 指導の対象となるサービス事業者等を決定したときは、あらかじめ次に掲げる事項を文書等により当該サービス事業者等に通知する。

ただし、指導対象となる事業所において高齢者虐待が疑われているなどの理由により、あらかじめ通知したのでは当該事業所の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時に次に掲げる事項文書により通知するものとする。

(ア) 運営指導の根拠規定及び目的

(イ) 運営指導の日時及び場所

(ウ) 指導担当者

(エ) 出席者

サービス事業者等の開設者及び管理者の出席を求めるほか、必要に応じて介護給付等対象サービスの担当者、介護報酬請求の担当者又は関係者の出席を求める。

(オ) 準備すべき書類

イ 指導方法は、厚生労働省の定める介護保険施設等運営指導マニュアル等に基づき、関係者から関係書類等を基に説明を求め面談方式により行う。

(指導結果の講評)

第8条 指導担当者は、運営指導終了後サービス事業者等の開設者及び管理者の出席を求めて講評及び必要な助言・指示を行う。

(復命書の作成)

第9条 指導担当者は、指導の内容について調書を作成し、問題点等を記したうえで

速やかに上司に復命並びに関係部署に合議しなければならない。

(指導結果の通知等)

第10条 運営指導の結果、改善や過誤による介護報酬の調整を要すると認められる場合には、原則として指導後1ヶ月以内に文書によりその旨を通知する。

2 改善結果の報告を求める事項については、文書により報告させるものとする。

3 指導結果通知については、関係機関にも送付する。

(監査への変更)

第11条 運営指導中に次号に該当する状況を確認した場合は、運営指導を中止し、直ちに「三重県介護保険サービス事業者等監査実施要綱」に定めるところにより監査を行うことができる。

(1) 著しい運営基準違反が確認され、利用者及び入所者等の生命又は身体の安全に危険を及ぼすおそれがあると判断した場合

(2) 介護請求に誤りが確認され、その内容が著しく不正な請求と認められる場合

(指導後の措置)

第12条 運営指導の結果、指導した事項について改善が不十分なサービス事業者等については、後日、速やかに監査を行う。

2 運営指導において、介護給付費等対象サービスの内容又は介護給付費の算定及び請求に関し、基準等に不適合な事実を確認した時は、当該サービス事業者等に対し、自己点検及び過誤調整による返還の指示を行うことができるものとする。

(運営指導の拒否への対応)

第13条 正当な理由がなく運営指導を拒否したサービス事業者等については、監査を実施できるものとする。

(指導結果の公表)

第14条 毎年度終了後指導の結果についてまとめ、公表する。

(連絡調整会議)

第15条 この要綱に定める指導の円滑な実施と効果的な連携を図るため、子ども・福祉部内に「指導監査調整会議」を置く。

2 「指導監査調整会議」に必要な事項は別に定める。

(実施要領)

第16条 指導の実施については、この要綱に定めるほか、「三重県介護保険サービス事業者等指導実施要領」に定める。

(その他)

第17条 社会情勢等により、この要綱で定める指導が困難な場合は、その対応等について、別に定める。

附則

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

平成22年2月22日一部改正

平成22年4月19日一部改正

平成23年5月18日一部改正

平成24年4月1日一部改正

平成25年5月24日一部改正

平成26年5月1日一部改正

平成28年5月19日一部改正

平成29年4月3日一部改正

平成30年4月2日一部改正

令和 2年6月15日一部改正

令和 4年4月1日一部改正

令和 5年4月3日一部改正

令和 6年4月1日一部改正